改 正 後(新)

改 正 前(旧)

(責務)

- 第3条 実施機関は、この条例に定められた義務を遂行するほか、その保 有する情報を積極的に公開するよう努めなければならない。この場合に おいて、実施機関は、個人に関する情報が十分保護されるよう最大限の 配慮をしなければならない。
- 2 行政文書の開示を請求しようとするものは、この条例により保障され た権利を正当に行使<u>するとともに、行政文書の開示により得た情報を、</u> この条例の目的に則して適正に使用しなければならない。

〔趣旨〕

 $1 \sim 3$ (略)

〔解釈〕

- 1 (略)
- 2 第2項

行政文書の開示を請求しようとするものは、<u>正当な権利行使として、条例の目的に則した適正な請求を行わなければならず、また、</u>行政文書の開示によって得た情報を社会通念上の良識に従って<u>適正に</u>使用しなければならないということであり、いやしくも、他人の権利及び利益の侵害その他この条例の目的に反して使用してはならない<u>という開示請求者が遵守</u>すべき責務を定めたものである。

(責務)

- 第3条 実施機関は、この条例に定められた義務を遂行するほか、その保有する情報を積極的に公開するよう努めなければならない。この場合において、実施機関は、個人に関する情報が十分保護されるよう最大限の配慮をしなければならない。
- 2 行政文書の開示を請求しようとするものは、この条例により保障された権利を正当に行使し、情報の公開の円滑な推進に努めなければならない。

〔趣旨〕

 $1 \sim 3$ (略)

〔解釈〕

- 1 (略)
- 2 第2項

行政文書の開示を請求しようとするものは、行政文書の開示によって得た情報を社会通念上の良識に従って使用しなければならないということであり、いやしくも、他人の権利及び利益の侵害その他この条例の目的に反して使用してはならない<u>ほか、情報公開の円滑な推進に協力しなければ</u>ならないということである。

〔運用〕

(略)

(開示請求権)

- 第4条 何人も、この条例の定めるところにより、実施機関に対し、行政 文書の開示を請求することができる。
- 2 何人も、この条例に基づく行政文書の開示を請求する権利を濫用して はならない。
- 3 実施機関は、前項に規定する行政文書の開示を請求する権利の濫用に 当たる請求があったと認めるときは、当該請求を却下することができ る。

〔趣旨〕

- 1 本条<u>第1項</u>は、この条例により行政文書の開示を請求する権利を付与され、その権利に基づき行政文書の開示を請求することができるものの範囲を定めたものである。
- 2 本条第2項は、この条例による開示請求権も無制限なものではなく、条例の目的に則って正当に権利行使すべき一定の責務があり、適正な請求を促す観点から、開示請求権を濫用してはならないことを定めたものである。3 本条第3項は、開示請求がなされ、当該請求が権利の濫用に当たると判断された場合には、実施機関は当該請求を却下することができる旨を規定するものである。

[解釈]

 $1 \sim 2$ (略)

〔運用〕

(略)

(開示請求権)

第4条 何人も、この条例の定めるところにより、実施機関に対し、行政 文書の開示を請求することができる。

〔趣旨〕

本条は、この条例により行政文書の開示を請求する権利を付与され、その権利に基づき行政文書の開示を請求することができるものの範囲を定めたものである。

[解釈]

 $1 \sim 2$ (略)

3 第2項

請求者が、特定の部局の保有する全ての行政文書の開示請求をしたり、 請求するだけで閲覧に来なかったり、又は写しの交付を請求しながら受け 取りに来ない、あるいはその費用を支払わないなど、この条例の目的、趣 旨を逸脱し、実施機関の事務遂行能力を著しく減殺させたり、減殺させる ことをもっぱら目的としている開示請求で、実施機関の事務処理経費の増 大や他の業務の停滞などを招くものは、正当な権利の行使とはいえず、権 利の濫用となるものである。

また、特定の個人又は職員等への誹謗、中傷、威圧、攻撃など情報公開 と直接関係のない事項を主たる目的とし、害意をもって行う開示請求も同 様である。

なお、対象行政文書が大量であることのみを理由として開示請求を却下することはできず、開示請求者の協力を得ながら、基本的には条例第6条第4項又は第12条第4項の規定による開示決定等の期間の延長を行うことにより対応すべきであるが、請求者への協力要請に反した害意のある大量請求や、実質的に行政文書の特定に至らない包括的な請求などに対しては、権利の濫用として却下する場合もある。

行政機関の保有する情報の公開に関する法律(以下「情報公開法」という。)では、このような権利の濫用については一般法理を適用することによって対応することができるとしているが、この条例では請求者の責務として確認的に明記したものである。

4 第3項

(1) 「前条に規定する行政文書の開示を請求する権利の濫用に当たる請求」 とは、前条の解釈及び運用基準に基づき実施機関が当該開示請求を権利 の濫用であると判断した請求をいう。

- (2) 「権利の濫用に当たる請求があったと認めるとき」とは、様々な要素 を総合的に勘案した結果、権利の濫用であると実質的に判断される場合 をいう。
- (3) 「当該請求を却下することができる」とは、当該請求を却下する権限 が実施機関にあることを確認的に規定したものである。

〔運用〕

 $1 \sim 2$ (略)

3 特定の開示請求が権利濫用に当たるか否かは、開示請求に係る請求内容、開示決定等に至るまでの請求者とのやり取りや協力の有無、請求者の言動その他様々な要素を総合的に勘案)するとともに、当該請求により実施機関の通常業務に支障が生じることによる行政サービスの低下に伴い、結果として善意の一般県民が不利益を被るおそれを考慮しながら、業務阻害性及び害意(行政を停滞させる意思)の有無を個別具体的に検討して判断することとなる(横浜市情報公開・個人情報保護審査会「行政文書開示請求権の適正な利用について(意見)」平成21年7月参考)。

また、この場合の判断については、別に定める(仮称)宮城県行政文書 開示請求における権利の濫用に対する取扱い指針によるものとする。

4 第3項

- (1) 本項の適用は、例外的なものであり、厳格に運用しなければならない。
- (2) 「特定の部局の保有する全ての行政文書」や「特定の職員が作成した全 ての行政文書」など条例の目的に反するおそれのある開示請求の場合であ っても、まずは請求者に対し、条例の目的に則した適正な請求を行うよう 理解、協力を求めるため、請求目的や必要性について請求者から聴取する とともに、当該請求が条例の目的に反した不適正な開示請求のおそれがあ る旨を説明し、補正を要請するものとする。その上でなお、請求者から理 解、協力が得られない場合は、本項を適用することとする。

〔運用〕

 $1 \sim 2$ (略)

- (3) 実施機関が権利濫用に該当するとして却下決定をする場合には、あらかじめ県政情報・文書課に協議するとともに、遅滞なく、宮城県情報公開審査会に報告するものとする。
- (4) 本項の処分は、開示決定等(条例第10条)に該当し、処分に対する審 査請求の対象となる。

(開示請求の手続)

- 第5条 前条の規定による開示の請求(以下「開示請求」という。)は、 次に掲げる事項を記載した書面(以下「開示請求書」という。)を実施 機関に提出してしなければならない。
- (1) 開示請求をするものの氏名又は名称及び住所又は事務所若しくは 事業所の所在地並びに法人その 他の団体にあっては代表者の氏 名
- (2) 行政文書の件名その他の開示請求に係る行政文書を特定するに足りる事項
- (3) その他実施機関が別に定める事項
- 2 開示請求をするもの(以下「開示請求者」という。)は、実施機関が 行政文書の特定を容易に行えるよう必要な協力をしなければならない。
- 3 実施機関は、開示請求書に形式上の不備があると認めるときは、開示 請求者に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。 この場合において、実施機関は、開示請求者に対し、補正の参考となる 情報を提供するよう努めなければならない。

(開示請求の手続)

- 第5条 前条の規定による開示の請求(以下「開示請求」という。)は、 次に掲げる事項を記載した書面(以下「開示請求書」という。)を実施 機関に提出してしなければならない。
- (1) 開示請求をするものの氏名又は名称及び住所又は事務所若しくは 事業所の所在地並びに法人その 他の団体にあっては代表者の氏 名
- (2) 行政文書の件名その他の開示請求に係る行政文書を特定するに足りる事項
- (3) その他実施機関が別に定める事項
- 2 実施機関は、開示請求書に形式上の不備があると認めるときは、開示 請求者に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。 この場合において、実施機関は、開示請求者に対し、補正の参考となる 情報を提供するよう努めなければならない。

[趣旨]

(略)

[解釈]

1 (略)

2 行政文書の特定は、開示請求の本質的な内容であり、請求者が行うべき 事項である。しかし、県民が実施機関の保有する行政文書の件名等を知り 得ることは少なく、請求者が行政文書を特定することは困難な場合が多い と考えられるので、実施機関の側にも行政文書の特定に必要な情報を提供 する努力義務がある。

また、請求の目的を達する上で不必要に大量と思われる開示請求によって、いたずらに行政事務の停滞が生ずることは避ける必要がある。そこで、第1項第2号及び第2項では、請求者には実施機関の行う行政文書の特定に協力する責務のあることを、第3項では、実施機関にも行政文書の特定に必要な情報を提供する努力義務があることを明記し、両者相まって開示請求制度の円滑な運用を図るものである。

3 第3項

(略)

〔運用〕

(略)

(開示の実施)

第7条 実施機関は、前条第1項の行政文書の全部又は一部を開示をする 旨の決定(以下「開示決定」という。)をしたときは、速やかに、開示請 求者に対し、行政文書の開示をしなければならない。 [趣旨]

(略)

[解釈]

1 (略)

<u>2</u> 第<u>2</u>項

(略)

〔運用〕

(略)

(開示の実施)

第7条 実施機関は、前条第1項の行政文書の全部又は一部を開示をする 旨の決定(以下「開示決定」という。)をしたときは、速やかに、開示請 求者に対し、行政文書の開示をしなければならない。

- 2 閲覧の方法による行政文書の開示にあっては、実施機関は、当該行政 文書を汚損し、又は破損する おそれがあると認めるときその他正当 な理由があるときは、前項の規定かかわらず、その写しにより、これを 行うことができる。
- 3 開示決定を受けた者は、前条第2項の規定による通知があった日から 90日以内に開示を受けなければならない。ただし、当該期間内に当該 開示を受けることができないことにつき正当な理由があるときは、この 限りでない。
- 4 前項ただし書に規定する正当な理由がないのに開示請求者が開示を 受けないとき、実施機関は、開示請求に係る行政文書を開示したものと みなす。

〔趣旨〕

- 1 (略)
- 2 事務取扱要綱第3の8の規定により、実施機関はあらかじめ開示決定を受けた者と調整の上、開示の日時を定めることとされているが、当該開示の日時を経過しても、開示決定を受けた者が開示を受ける意思を表示している限り、実施機関は開示の対象となる行政文書原本又は写しを保管しなければならない。このような取扱いは、しばしば開示の対象となる行政文書が膨大になることにも照らせば、行政文書の適正管理の観点からすると適当ではない。このため、本条第3項及び第4項の規定は、開示決定後、一定の合理的な期間が経過すれば、開示決定を受けた者が当該開示決定に

- 2 閲覧の方法による行政文書の開示にあっては、実施機関は、当該行政 文書を汚損し、又は破損する おそれがあると認めるときその他正当 な理由があるときは、前項の規定かかわらず、その写しにより、これを 行うことができる。
- 3 開示決定を受けた者は、前条第2項の規定による通知があった日から 90日以内に開示を受けなければならない。ただし、当該期間内に当該 開示を受けることができないことにつき正当な理由があるときは、この 限りでない。

〔趣旨〕

- 1 (略)
- 2 事務取扱要綱第3の8の規定により、実施機関はあらかじめ開示決定を受けた者と調整の上、開示の日時を定めることとされているが、当該開示の日時を経過しても、開示決定を受けた者が開示を受ける意思を表示している限り、実施機関は開示の対象となる行政文書原本又は写しを保管しなければならない。このような取扱いは、しばしば開示の対象となる行政文書が膨大になることにも照らせば、行政文書の適正管理の観点からすると適当ではない。このため、本条第3項の規定は、開示決定後、一定の合理的な期間が経過すれば、開示決定を受けた者が当該開示決定に係る行政文

| る行政文書の開示を受けられなくなることを定めたものである。 | 書の開示を受けられなくなることを定めたものである。 |
|-------------------------------|---------------------------|
| 〔解釈〕 | [解釈] |
| $1 \sim 3$ (略) | $1 \sim 3$ (略) |
| 〔運用〕 | 〔運用〕 |
| (略) | (略) |
| | |

附則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。